

生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 1月15日 2187号 毎月5日、15日、25日発行

日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878
URL: http://www.nc-news.com 昭46年12月24日第三種郵便物承認購読料 1年8,400円
半年4,200円

成人年齢引き下げ

消費者契約法に「つけ込み型取消権」

18歳から22歳「若年成人」の支援要請

成人年齢を18歳に引き下げた場合の消費者被害防止・救済策を検討してきた内閣府消費者委員会は1月10日、消費者契約法を改正して、判断力不足などに「つけ込み」で必要のない契約をさせた場合の契約取消権を導入することなどを消費者庁に提言した。18歳、19歳のみではなく、22歳までを「若年成人」として、制度整備のほか、法執行の強化や消費者教育の充実、相談体制の強化、事業者の自主的な取り組みなどで支援することを求めた。特定商取引法は、マルチ取引や訪問販売で、若年成人の判断力不足につけ込んで契約させた場合も行政処分の対象であることを明確化することと求めた。現行でも行政処分の対象だが、若年層に適用されたことはない。省令を改正して明確化しても、どこまで機能するかは不透明だ。「制度整備については、国民的コンセンサスを得られておらず、その点を踏まえて取り扱う必要がある」とも盛り込まれた。(相川優子)

消費者委が提言 情報提供で配慮義務

民法が改正され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた場合、18歳になった時点で、民法による未成年取消権を使うことができなくなる。

これに代わって、消費者委員会が導入を求めたのが、消費者契約法へのつけ込み型取消権。①若年成人の知識・経験・消費生活の能力の不十分性②事業者が①を利用したこと③消費者契約の目的が、その若年成人の需要と資力との関係で合理性・必要性を欠く③要件を要素とした取消権導入の検討を求めた。

同日、消費者委員会の成人年齢引き下げ対応検討ワーキング・グループ(以下WG)が報告書をまとめ、同委はこの内容を踏まえて必要な取り組みを進めることを消費者庁に求めた。ただし、報告書には、制度整備について

は、国民的コンセンサスは得られていないことが盛り込まれ、「対象を若年成人に限定しない場合も含め、消費者委員会消費者契約法専門調査会でさらに検討すべき」とした。

また、年齢や知識・経験・能力に応じた適切な情報提供をし、若年成人のニーズや財産状況に適した商品やサービスの提供に配慮する必要性についても、「消費者契約法専門調査会で別途検討することが望まれる」とした。

特商法の行政処分 「判断力不足便乗」の対象明確化

特定商取引法では、マルチ(連鎖販売)取引と訪問販売で、若年成人の判断力不足に乗じて契約をさせる行為を、行政処分の対象とすることを明確化する



「市場取引の「若業マーク」を付けて見守る立場で臨んでほしい」と要請した河上正二消費者委員会委員長

る省令改正を求めた。

現行の特商法施行規則(省令)では、マルチ取引については「未成年その他の者の判断力不足に乗じ、マルチ取引を契約させる」(31条6号)ことを、訪問販売では「老人その他の者の判断力不足に乗じ、訪問販売で契約させる」(7条2号)ことを禁止行為とし、行政処分の対象としている。

ただし、これらの「未成年」と「老人」は例示にすぎず、現行法でも、行政処分をしようと思えば若年成人にも適用できる。にもかかわらず、消費者庁創設以降、若年層での「判断力不足便乗」は行政処分で1度も認定されたことがない。若年成人に対する判断力不足便乗の認定ができるのかどうか疑問が残る。

「若年成人へのマルチ取引の禁止」を求める意見も出ていたが、結局、WGの報告書には盛り込まれなかった。

望ましい対応策

(消費者委成人年齢引き下げWG報告書から)

【制度整備】

消費者契約法

◇若年者の配慮に努める義務

消費者の年齢、知識、経験、能力に応じて適切な形で情報を提供し、当該消費者の需要と資力に適した商品やサービスの提供について、必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとするのが考えられる。

◇不当勧誘に対する取消権

事業者が若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乗じることにより締結させた、当該若年成人にとって合理性・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度を検討することが考えられる。

特定商取引法

◇連鎖販売取引で、若年成人の判断力不足に乗じて契約を締結させることを行政処分の対象行為とすべき。

◇訪問販売で、若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させることが行政処分の対象行為となることを規定上、明確にすべき。

報告書では、「これらの点を整備し、積極的な執行を行うなど可能な手段を尽くしても若年成人に対する広範な消費者被害が確認される場合は、さらなる制度整備を含め、必要な対策を検討すべき」とした。

金融機関への虚偽申告 特商法の執行強化を

特商法の執行強化も求めた。消費者委員会はすでに本年12月までに施行される改正特商法について、「金融機関に虚偽の申請をするようそのかす行為を、省令を改正して行政処分(指示)の対象とする」(2015年12月特商法専門調査会報告書)ことを求めている。これに従って、省令を改正し、積極的に法執行すべきとした。

また、若年成人の知識・経験・判断

健康と信頼をお届けする

日清製粉グループ

http://www.nisshin.com/

おなか
すいたね。



日清製粉グループオリジナルキャラクター
「ゴニヤラ」と「子ゴニヤラ」

©2015 Studio Ghibli